日調連発第２４６号
平成２７年１２月７日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

登記申請業務の下部委譲に伴う委任事項について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

別添

機密性２　可用性２　完全性２
法務省民二第７７５号
平成２７年１２月１日

法務局長　殿
（東京及び名古屋，東京は参考送付）
地方法務局長　殿
（静岡，長野及び名古屋法務局管内）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

登記申請業務の下部委譲に伴う委任事項について（通知）

標記の件について，別紙甲号のとおり中部電力株式会社代表取締役から当職宛てに照会があり，別紙乙号のとおり回答しましたので，この旨を貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

別紙甲号

平成２７年１１月１８日

法務省民事局
民事第二課長　野口　宣大　殿

名古屋市東区東新町１番地
中部電力株式会社
代表取締役　勝野　哲

登記申請業務の下部委譲に伴う委任事項の変更について（照会）

謹啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当社におきましては、登記申請業務の下部委譲に伴う委任事項につきまして、平成２７年１０月１４日付法務省民二第５０６号にてご教示を賜っております。

おかげをもちまして、電力供給設備等の用に供するための用地買収、送電線下における地役権設定等に関する登記申請について当社代表取締役から支店長等出先機関の長に委任事項を包括的なものにした委任状を交付し、これを使用した登記の申請を行うことにより、登記申請業務の合理化、迅速化が大いにはかられております。

つきましては、業務の簡素化を一層推進するため、今後この包括委任状の事項を下記のとおり変更し、別紙様式の委任状を使用して登記申請を行うことといたしたいと考えますので、ご多忙中恐縮ではありますが、なにぶんのご教示を賜りたく、ご照会申しあげます。

なお、差し支えない場合は、名古屋法務局および同局管内地方法務局ならびに静岡地方法務局および長野地方法務局の登記官に周知方お取り計らいくださるようお願い申しあげます。

敬　具

記

２．中部電力株式会社を登記権利者とする地役権及び地上権の設定，変更，更正の登記（仮登記を含む。）の申請並びに地役権及び地上権の設定，変更契約の締結

４．中部電力株式会社を登記義務者とする地役権及び地上権の変更，更正の登記及び登記の抹消の申請並びに地役権及び地上権の変更契約，登記の抹消契約の締結

以　上

27.11.20

別紙様式

委　任　状

（住所）
中部電力株式会社
（出先機関の長）　○○　○○

私は上記の者を代理人と定め，次の事項に関する一切の権限を委任します。

1．中部電力株式会社を登記権利者とする土地について，所有権移転の登記（仮登記を含む。）の申請及び中部電力株式会社を買主とする土地売買契約の締結

2．中部電力株式会社を登記権利者とする地役権及び地上権の設定，変更，更正の登記（仮登記を含む。）の申請並びに地役権及び地上権の設定，変更契約の締結

3．中部電力株式会社を登記義務者とする土地について，所有権移転の登記の申請及び中部電力株式会社を売主とする土地売買契約の締結

4．中部電力株式会社を登記義務者とする地役権及び地上権の変更，更正の登記及び登記の抹消の申請並びに地役権及び地上権の変更契約，登記の抹消契約の締結

5．中部電力株式会社を地役権者とする地役権及び中部電力株式会社を地上権者とする地上権が設定されている土地の所有権を中部電力株式会社が取得した場合における権利の混同を原因とする当該地役権及び地上権の登記の抹消の申請並びに当該地役権及び地上権が権利の混同により消滅したことの証明

6．中部電力株式会社所有の土地について，分筆，合筆及び更正，変更の登記の申請

7．中部電力株式会社を地役権者とする不動産登記令別表の八の項添付情報欄ロ及び同令別表の九の項添付情報欄に基づく地役権設定の範囲を証する情報及び図面の作成

8．中部電力株式会社が所有する土地及び権利を有する土地について，登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記の申請

9．上記の登記申請の取下げ及びその場合の申請書添付書類の原本還付請求とその受領並びに登録免許税の現金還付証明書交付請求又は未使用証明の請求とその受領

10．上記の登記の登記識別情報及び登記完了証の受領並びに委任状及び資格証明書の原本還付請求及びその受領

11．上記の登記の電子申請における登記識別情報の暗号化及び復号に関する一切の権限

12．上記の登記申請についての復代理人の選任

平成２７年　○月　○日

名古屋市東区東新町１番地
中部電力株式会社
代表取締役　勝野　哲

印民

別紙乙号

機密性２　可用性２　完全性２
法務省民二第７７４号
平成２７年１２月１日

中部電力株式会社
代表取締役　勝野　哲　殿

法務省民事局民事第二課長

登記申請業務の下部委譲に伴う委任事項について（回答）

本年１１月１８日付けをもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨を名古屋法務局，同局管内地方法務局，静岡地方法務局及び長野地方法務局に通知しましたので，申し添えます。